

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円  
※支給は1回限りです。

## 給付金の支給時期

支給には1か月程度かかる見込みです。  
※支給日は振込通知書(はがき)にて別途お知らせします。

## 支給対象と申請の有無 ※①と②の重複受給はできません。

### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

① 世帯全員の令和3年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

② 令和3年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

※①②ともに、世帯員全員が住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

彦根市から  
確認書または申請書が届きます

- 確認書または申請書は**要返送**です。
- 令和3年12月10日時点で彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

詳しくは裏面「①」へ

## 申請が必要です

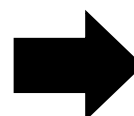
申請期間：令和4年3月1日（火）  
～令和4年9月30日（金）

申請時点で彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

【申請書配布先】彦根市社会福祉課  
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます

詳しくは裏面「②」へ

支給手続きや申請書類については、  
市ホームページでもご確認いただけます。



# 給付金の支給手続き

## ① 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

### 確認書が届いた世帯の場合

- 対象となる世帯には、支給内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、同封の返信用封筒にて郵送でご提出ください。

#### 【確認事項】

- (1) 記載された口座に振り込む予定ですのでご確認ください。(ご希望の口座でない、または空欄である場合は、確認書の裏面に口座情報を記載してください。)
- (2) 確認欄にチェックをして、署名(または記名押印)してください。

### 申請書が届いた世帯の場合

- 支給要件に該当するか確認する必要があるため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒にて郵送でご提出ください。

## ② 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(彦根市の場合)

・単身の場合：93万円以下

・配偶者と子(1人)を扶養している場合：168万円以下

- 支給要件に該当するか確認する必要があるため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに彦根市社会福祉課(〒522-0041 彦根市平田町670番地)に郵送でご提出ください。

**!** 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### お問い合わせ

ひこねし  
彦根市コールセンター

じゅうみんぜいひかぜいせたいとう たい りんじとくべつきゅうふきん たんとう  
「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」担当

☎ 0120-021-398

受付時間 平日9:00~17:00